

三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介</p>	<p>第1条～第9条 省略 (介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介</p>

<p>護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---	---

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17</p>

<p>年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---	---

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表(第6条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、</p>	<p>第1条～第8条 省略 (介護補償)</p> <p>第8条の2 法第3条第5号の介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して実施機関が定める金額を支給して行うものとする。ただし、</p>

<p>次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>
--	--

三田市遊技場等の建築規制に関する条例新旧対照表(第7条関係)

現行	改正案
<p>第 1 条～第 3 条 省略 (禁止区域)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 70 メートル以内の地域 ア～ウ 省略 エ <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略 (禁止区域)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 70 メートル以内の地域 ア～ウ 省略 エ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市遊技場等の建築規制に関する条例新旧対照表(第8条関係)

現行	改正案
<p>第 1 条～第 3 条 省略 (禁止区域)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 70 メートル以内の地域 ア～ウ 省略 エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成</p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略 (禁止区域)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。)から 70 メートル以内の地域 ア～ウ 省略 エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成</p>

<p>17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>17 年法律第 123 号) 第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(前号ウに掲げる施設を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
--	--

三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 15 条の規定により設置する三田市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、20 人以内とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 15 条の規定により設置する三田市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、20 人以内とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>